

介護施設等換気設備設置補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等における換気設備設置に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 短期入所生活介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条9項に規定する、短期入所生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

ウ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）

エ 認知症高齢者グループホーム（法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

オ 介護老人保健施設（法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）

カ 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）

キ 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び併設される短期入所施設をいう。以下同じ。）

ク 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）

ケ 有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 既存の介護施設等において換気設備の設置工事を実施する当該介護施設等の設置者

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号

に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

- (3) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、介護施設等において、施設の構造や立地等により風通しが悪く、十分な換気が行えない感染リスクの高い空間となっている居室への換気設備設置に要する工事費及び事務費（当該工事の施行に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。）とする。

2 次に掲げる費用については、補助の対象としない。ただし、複数年度にわたる事業であって、市長が認めた場合を除く。

- (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用
- (2) 居室以外への設置費用
- (3) エアコンの設置費用（換気機能付エアコンも含む）
- (4) 現に、通常の換気（窓を開ける、換気扇を回すなど）が可能な場合
- (5) すでに国及び県からその他の補助金を受け当該事業の経費の一部を負担している場合
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用
- (7) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの
- (8) 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- (9) 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの
- (10) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの

(対象事業)

第5条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

- (1) 補助を受けようとする者が補助事業を行うために締結する契約が、本市の契約に係る規定に準拠して行われていること。
- (2) 補助を受けようとする者が、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 交付基準額 設置する対象居室の床面積 4,000円／㎡
- (2) 工事費及び事務費に係る実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額とし、事務費については、工事費の2.6%を限度とする。）

（交付申請）

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助申請額算出調書（第1号様式）
- (2) 事業費内訳書（第2号様式）
- (3) 部屋別面積表（補助対象となる部分に限る。）
- (4) 案内図、配置図、平面図及び立面図
- (5) 見積書の写し
- (6) 定款
- (7) 財産目録
- (8) 直近の法人決算書
- (9) 工事工程表
- (10) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

（実績報告）

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 歳入歳出決算（見込）書
- (2) 補助精算額算出調書（第3号様式）
- (3) 事業費精算内訳書（第4号様式）
- (4) 事業完了を確認できる写真
- (5) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該

消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第15条による財産処分において、市長の承認を受けて財産処分による収入があった場合、又は財産処分による廃棄等を行う場合には、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

2 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（書類等の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を前条第10条第2項の財産処分の制限期間に準じる期間保存しなければならない。

（その他の事項）

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条第1号関係）

補助申請額算出調書

施設名 ()

総事業費	補助対象 経費実支出 予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額	交付 基準額	所要額
A	B	C	$D = B - C$	E	F
円	円	円	円	円	円

(注) F 欄には、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額 (1,000 円未満切捨て) を記載すること。

第 1 号様式（第 6 条関係）

事業費内訳書

区 分	費 目	金 額	備 考
補助 額			
	計		
自己負担 額			
	計		
合 計（総事業費）			

第3号様式（第7条第2号関係）

補助精算額算出調書

施設名 ()

総事業費	補助対象 経費実支出 予定額	寄付金 その他の 収入額	差引額	交付 決定額	所要額	差引額
A	B	C	$D = B - C$	E	F	$G = E - F$
円	円	円	円	円	円	円

(注) F 欄には、D 欄と E 欄を比較して少ない方の額 (1,000 円未満切捨て) を記載すること。

第 2 号様式（第 7 条関係）

事業費精算内訳書

区 分	費 目	金 額	備 考
補助額			
	計		
自己負担額			
	計		
合 計（総事業費）			